

目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
- 第2章 散骨場の経営等の許可等(第5条―第16条)
- 第3章 監督(第17条―第21条)
- 第4章 雑則(第22条―第26条)
- 第5章 罰則(第27条・第28条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、散骨場の経営、散骨場の経営の許可を受けた事項の変更又は散骨場の経営の廃止(以下これらを「散骨場の経営等」という。)の許可等に関し必要な事項を定めることにより、散骨場の経営等の適正化を図り、もって公衆衛生の向上及び市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 焼骨の粉末 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第4条第2項の規定により火葬場で行われた火葬により生じた焼骨を粉状又は粒状にしたものをいう。
- (2) 散骨 焼骨の粉末を地表等にまくことをいう。
- (3) 散骨場 散骨を行うための土地の区域をいう。
- (4) 周辺関係者 散骨場又は散骨場の予定区域の周囲300メートルの区域内に土地又は建物を所有し、又は占有する者及び当該区域内にその区域が存する自治会の代表者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、散骨場の経営等の状況を把握するとともに、公衆衛生の向上及び市民の良好な生活環境の確保を図る上で支障がある散骨場の経営等を防止するための施策を推進するものとする。

(散骨事業者の責務)

第4条 市長の許可を受けて散骨場の経営等をし、又はしようとする者(以下これらを「散骨事業者」という。)は、散骨場の経営等に当たり、公衆衛生の向上及び市民の良好な生活環境の確保を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 散骨事業者は、散骨場の経営等の内容について、周辺関係者に周知させるために必要な措置を講ずるとともに、その理解を得よう努めなければならない。

3 散骨事業者は、散骨場の経営等により苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決を図らなければならない。

第2章 散骨場の経営等の許可等

(散骨場の経営等の許可)

第5条 散骨場の経営等をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、第15条に規定する軽微な事項の変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の許可には、公衆衛生の向上及び市民の良好な生活環境の確保を図るために必要な限度において、条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、散骨場の経営等の計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、前条第1項本文の許可(散骨場の経営の廃止の許可を除く。)をすることができない。

(1) 前条第1項本文の許可を受けようとする者(以下「計画者」という。)が、最近5年間に第12条第2項、第18条、第20条若しくは第21条の規定による命令に違反し、又は第19条の規定による許可の取消しを受けたものでないこと。

(2) 散骨場は、これを経営する者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものであること。

(3) 散骨場の設置場所、構造設備等が、散骨場及びその周辺地域の環境の保全、災害の防止その他市民の良好な生活環境の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(事前協議)

第7条 計画者は、あらかじめ、散骨場の経営等の計画について、市長と協議しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、公衆衛生の向上及び市民の良好な生活環境の確保を図るため必要があると認めるときは、計画者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(標識の設置等)

第8条 計画者は、散骨場の経営等の計画の周知を図るため、前条第1項の規定による協議を経た後、規則で定める日から第12条第3項に規定する確認を受ける日までの間、当該散骨場の経営等の計画の概要を表示した標識を設

置しなければならない。

- 2 計画者は、前項の標識を設置したときは、その日から起算して7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第9条 計画者は、前条第2項の規定による届出をした後、規則で定める日までに、散骨場の経営等の計画の概要について、周辺関係者に対し説明(書面の配布のみによるものを除く。以下同じ。)をし、及びその意見を聴くための説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、計画者の責めに帰することができない事由により、説明会を開催することができないときは、当該周辺関係者を個別に訪問して説明することをもって説明会の開催に代えることができる。

- 3 計画者は、前2項の規定により説明会を開催し、又は説明会の開催に代えて説明を行ったときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。

- 4 第1項又は第2項の場合において、周辺関係者から、公衆衛生の向上及び良好な生活環境の確保に関して意見があったときは、計画者は、誠意をもって必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(隣接する土地等の所有者の同意)

第10条 計画者は、あらかじめ、散骨場の経営等について、当該散骨場に隣接する土地又はこれに準ずる土地として規則で定めるものの所有者の同意を得なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(工事開始の届出)

第11条 第5条第1項本文の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る工事を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第12条 許可事業者は、当該許可に係る工事が完了したときは、その日から起算して7日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していないと認めるときは、許可事業者に対し、相当の期限を定めて、許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 許可事業者(散骨場の経営の廃止の許可を受けた者を除く。次条及び第14条において同じ。)は、前項の規定による検査により当該工事が許可の内容に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該工事に係る散骨場又は散骨場の部分を使用してはならない。

(散骨場の経営等に関する図面等の備付け等)

第13条 許可事業者は、散骨場の経営等に関する図面、帳簿、書類等を備え付け、これを保存しなければならない。

(焼骨の粉末の確認)

第14条 許可事業者は、散骨場の利用者に散骨をさせようとするときは、当該利用者に墓地、埋葬等に関する法律第8条に規定する火葬許可証等の提出を求め、当該散骨場にまこうとする物が焼骨の粉末であることを確認しなければならない。

(変更の届出)

第15条 許可事業者は、規則で定める軽微な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第16条 許可事業者について相続、合併又は分割(当該許可に係る散骨場の経営等の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る散骨場の経営等の全部を承継した法人は、当該許可事業者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 監督

(勧告)

第17条 市長は、散骨場の経営等が許可の内容に適合していないと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第18条 市長は、許可事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第19条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条第1項本文の許可を受けたとき。
- (2) 第12条第2項又は前条の規定による命令に違反したとき。

(中止命令)

第20条 市長は、第5条第1項本文の許可を受けないで散骨場を経営している者に対し、当該散骨場の経営の中止を命ずるものとする。

(原状回復等の命令)

第21条 市長は、第19条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により散骨場の経営の中止を命じたときは、当該許可事業者等に対し、相当の期限を定めて、原状回復その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対し、散骨場の経営等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 許可事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、その日から起算して7日以内に、市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、許可事業者の事務所又は散骨場に立ち入り、当該散骨場の経営等の状況若しくは図面、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見の聴取)

第24条 市長は、第12条第2項又は第18条から第21条までの規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る許可事業者等又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行うものとする。

2 市長は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめ、前項に規定する処分を行おうとする理由、その処分の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該許可事業者等に通告しなければならない。

3 環境の保全、災害の防止その他市民の良好な生活環境の確保を図るため緊急の必要があると認めたとき、又は当該許可事業者等若しくはその代理人が正当な理由がなくて意見の聴取に応じないときは、市長は、当該意見の聴取を行わないで第1項の規定による処分を行うことができる。

(公表)

第25条 市長は、許可事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 第12条第2項又は第18条の規定による命令に違反したとき。

(2) 第20条の規定による命令に違反したとき。

(3) 第21条の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項の規定に違反して、散骨場の経営等をした者

(2) 第21条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条、第12条第1項、第15条又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条第3項の規定に違反して、確認を受けないで当該工事に係る散骨場又は散骨場の部分を使用した者

(3) 第22条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。